

立ち会い分娩 始めました

詳細は次へ→



令和7年11月から 立ち会い分娩を開始しました

～立ち会い分娩前の確認事項～

1、立ち会う方はご家族（夫や実母）1名のみです。

→立ち会う方は、母親学級を1回受講していただきます。

→立ち会う方の変更は原則できません。

2、立ち会う方や同居のご家族が感染症に 罹患している場合は、立ち会いできません。

→来院時に検温させていただきます。





3、立ち会う方は分娩開始後陣痛室入室から、 出産2時間後まで一緒に過ごせます。

→病室への立ち入りはできません。

→陣痛が伸びた場合には、一旦ご帰宅いただくこともあります。

→分娩中の撮影やビデオ撮影はご遠慮下さい。

(※産後の写真撮影や動画撮影は大歓迎です！)

4、立ち会い分娩を希望していても、 分娩の状況でお断りすることがあります。

→分娩が重なった場合や処置のため、退室または立ち会いを
お断りすることもあります。

5、分娩立ち会い後、発熱や風邪症状が あった場合は、直ちにお知らせ下さい。

→感染症には潜伏期間があります。

→お母さんや赤ちゃんへの感染の可能性がある場合は、対応が
必要な場合がありますので、速やかにお知らせください。





確認事項をご理解いただいたうえで、立ち会い分娩を希望する場合は「**立ち会い分娩説明書兼承諾書**」に記名の上、入院時に提出をお願いいたします。



※「**立ち会い分娩説明書兼承諾書**」
は産婦人科外来や3西病棟にて
配布しております。



～その他の留意点～

- お母さんや赤ちゃんの休息目的の為、他のご家族の面会は出産翌日（帝王切開の場合は術後2日目）以降にお願いいたします。
- 同室者や感染症に罹患した場合は、面会の回数を制限する場合があります。
- 感染状況によっては、立ち会い分娩を制限または中止することがあります。

※ご不明な点や確認したいことがある場合は、
産科外来・3西病棟スタッフに、お気軽に
お声がけ下さい！

